

池子小学校内を活用した「りす子どもクラブ」待機児童対策に関する陳情

陳情の趣旨

私たちは、逗子市池子小学校区放課後児童クラブ保護者会「りす子どもクラブ父母の会」と申します。りす子どもクラブでは令和2年4月に10名以上の待機児童が見込まれています。入所選考により現在利用中の4年生以上の子ども達が、待機児童となることが見込まれます。高学年といえ、保護者が安心して仕事を続けられる、子ども達が安全に発達の保障がなされる通いなれた放課後児童クラブへの継続利用を要望します。仕事を急にやめられない家庭の子どもは、居場所を失います。他に留守家庭の子ども達が放課後に安心して利用できる資源が池子小学校区にはありません。池子小学校内を放課後に、放課後児童クラブの分室として活用し、待機児童に対する緩和措置とすることを陳情します。


陳情の理由

- 1 逗子市放課後児童クラブ入所選考新基準の施行により小学校1年生から3年生を優先し、4年生以上が選考により待機となります。令和2年度一次応募で新4年生以上17名程が待機児童となることが見込まれ、行き場を失います。全市対象の放課後児童クラブ（逗子市7丁目）が新設されますが、池子小学校区からは地理的に距離があり利用は現実的ではありません。
- 2 放課後児童クラブを17時以降に利用可能な「夕方型」は、下校後17時までの間は自己管理となり池子小学校区内において過ごせる社会資源は、ふれあいスクールのみとなります。ふれあいスクールは、目的が放課後の子どもの遊びであり、遊びのサポートがスタッフの役割と位置付けられ、個別児童の登所確認、保護者への不在確認などはなく、下校から17時までの間、留守家庭における子どもの安全に不安があります。一方、放課後児童クラブは目的に保護者が留守の児童を対象とし保育がスタッフの役割に位置付けられます、急な一斉下校、学校休校時等にも留守家庭への支援として対応しています。
- 3 既存のりす子どもクラブでは、定員を超えた利用状況にあり子どもが安全に過ごすには広さが足りません。暫定的な待機児童対策として、池子小学校内を借用し、ふれあいスクールと連携した子どもの居場所の運用が望まれます。

令和2年2月1日

住所 逗子市池子2-18-2-104

氏名 ふりがな りすこ子どもクラブふぼ父母の会かい会長

かじがや 梶谷 ひろゆき 洋之 

逗子市議会議長 高野 毅様

